

育児休業掛金免除申出書

所 属 所 名		課 長	課長補佐	係 長	主 任	決 裁 伺
所 属 所 番 号	組 合 員 証 番 号					

フリガナ	生 年 月 日				性 別
組合員氏名	3 昭和	年	月	日	1 男
	4 平成				2 女

育児休業期間	1 申請又は再申請	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		(日数) ※ ( ) 日
	2 期間延長	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		(日数) ※ ( ) 日
	3 短縮又は取消	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		取消の場合は、休業日の初日を記入。短縮の場合は終了日（復職日の前日）を記入

育児休業の開始日から最長、子が3歳に達する日（誕生日の前日）まで  
※（日数）については、「育児休業開始日が属する月」と「育児休業終了日の翌日が属する月」が同一であり、かつ14日以上ある場合にのみ記載してください。

フリガナ	生 年 月 日				性 別
養育する子の氏名	4 平成	年	月	日	1 男
	5 令和				2 女

上記のとおり、掛金の免除を申出します。 千葉県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 申出者氏名	組合受付印
---	-------

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 職名 所属所長 氏名	組合再受付印
--	--------

【注意事項等】

- 育児休業掛金免除申出書は、掛金免除を受けようとする月の調定額に影響がありますので、必ず掛金の免除を受けようとする月の10日までに共済組合に提出してください。
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号及び同法第23条第2項又は同法第24条第1項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による、育児休業承認書の写し・承認請求書の写し（決裁権者の押印済みのものでのみ有効）・辞令の写し等を必ず添付してください。
- 育児休業等終了後、3歳未満の子を養育する場合において、育児短時間勤務等を取得したことにより報酬が低下し標準報酬の改定（育児休業等終了時改定）を行う場合には、組合員から共済組合へ別途当該改定に係る申出書の提出が必要です。
- 3歳未満の子を養育している又は養育していた期間について、養育期間前の標準報酬の月額を下回る場合、組合員から共済組合へ別途申出書の提出があった場合においては、年金額が養育期間前の高い標準報酬の月額で計算される特例（養育特例）があります。

手当金請求書引渡日	電算入力日